

令和7年4月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

令和7年4月定例教育委員会付議議案 目次

第19号議案	専決処分の承認を求めることについて (教職員(小・中学校)の内申について)	1
第20号議案	専決処分の承認を求めることについて (臼杵市職員のハラスメント防止等に関する要綱の制定について)	2
第21号議案	専決処分の承認を求めることについて (臼杵市スポーツ推進委員の委嘱について)	10
第22号議案	令和7年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて	12
第23号議案	臼杵市文化財調査委員会委員の委嘱及び任命について	13
第24号議案	国史跡臼杵城跡保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について	15

第19号議案は非公開のため削除

第20号議案

専決処分の承認を求めることについて

白杵市職員のハラスメント防止等に関する要綱の制定について、下記のとおり専決処分をしたので、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和7年4月30日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

専決年月日 令和7年3月31日

専決内容 以下のとおり

白杵市訓令第2号

白杵市職員のハラスメント防止等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、職員がお互いの人権を尊重しあい、個性や能力を活かして快適に働くことができる職場環境を確保するため、職場におけるハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が発生した場合の対応について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員、同条第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付

職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員並びに市長、副市長及び教育長をいう。

(2) 職場 職員が職務を遂行する場所をいい、実質的にその延長線上にある出張先や勤務時間外の会席等を含む。

(3) 性的な言動 性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含むものとする。

(4) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他のハラスメントの総称をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

(6) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるような言動や行為をいう。

(7) モラル・ハラスメント 他の者の尊厳を傷つける職場における道徳的に許されない言動、及び職員が他の職員を傷つける職場外における道徳的に許されない言動をいう。

(8) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職員に対する次に掲げることに関する言動により職員の勤務環境が害されること及び次に掲げることに起因して職員が勤務条件等につき不利益を受けることをいう。

ア 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置を利用すること。

イ 妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと若しくは能率が低下したこと又は不妊治療を受けること。

(9) その他のハラスメント 第5号から前号までに掲げるもののほか、嫌が

らせ、いじめ、強制等により、職員等の人格を否定し、若しくは尊厳を傷つけること又は職員等若しくは他の職員等の職場環境が害されること。

(10) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の職場環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、職員間におけるハラスメント問題（市長、副市長及び教育長（以下「特別職」という。）間におけるものは除く。）について適用する。

(任命権者の責務)

第4条 任命権者は、職員がその能力を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 任命権者は、ハラスメントに関する相談及び苦情（以下「相談等」という。）の申出、当該相談等の申出に係る調査への協力その他ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

3 任命権者は、職場におけるハラスメントを防止するため、職員に対する研修、啓発活動等を継続的に実施するものとする。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、部下職員の育成、能力開発が管理監督者の責務であることに留意するとともに、自らの言動がハラスメントに該当することがないように常に配慮しなければならない。

2 所属長は、職員がその能率を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに対する苦情の申出等ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

3 所属長は、第7条に規定する苦情の相談受付窓口及び第8条に規定する苦情処

理委員会の調査等に協力しなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働の意欲の低下及び職場環境を害することを自覚するとともに、お互いの人権を尊重し、ハラスメントに該当する行為を行ってはならない。

2 職員は、職場の構成員として良好な職場環境を確保するため、職場内でのハラスメントやハラスメントに起因する問題が起こった場合は、当事者間の問題とせず、積極的に対応しなければならない。

3 職員以外の者に対してもハラスメントに類する言動を行ってはならない。

(苦情相談受付窓口の設置)

第7条 任命権者は、ハラスメントに関する相談等に対応するため、相談等の受付をする職員(以下「窓口担当」という。)を配置し、職員に周知するものとする。

2 窓口担当は、総務課(白杵市行政組織条例(平成29年条例第2号)第1条に規定する総務課をいう。以下同じ。)の担当職員及び職員団体が推薦する職員とし、職員団体が相談を受けた場合は、総務課と共有するものとする。

3 ハラスメントを受けている職員又はハラスメントを目撃した職員は、窓口担当に相談等の内容等についてハラスメント苦情等申出書(別記様式)又は口頭、電話、電子メール等により申し出ることができる。この場合において、当該職員が申し出ることが困難である場合は、当該職員以外の職員が代わって申し出ることができる。

4 職員は、第2項の規定のほか、白杵市公平委員会に対しても相談を行うことができる。

5 窓口担当は、第3項による申出を受けたときは、当該ハラスメントを受けている職員及びその関係者から事情を聴取するものとし、当該職員及び関係者は事実関係の確認に協力するものとする。

6 各窓口担当は原則として、2人以上で対応するとともに、相談等を申し出た者と同性の相談員が同席するよう努めるものとし、互いに連携及び協力して、前項の事実関係の調査及び確認等について、迅速かつ正確に対応すること。

7 窓口担当は、事実関係の確認を終え、事案の内容から判断して必要と認めるとき、又はハラスメント受けたと申し出た者が希望するときは、遅延なく当該事実の概要について、次条に規定する苦情処理委員会に報告しなければならない。

(苦情処理委員会の設置)

第8条 相談等を審議し、公正な処理を図るため、ハラスメント苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。この場合において、委員の数は、男女同数となるよう努めるものとする。

(1) 政策監(総務・企画担当)

(2) 政策監(市民担当)

(3) 総務課長

(4) 部落差別解消推進・人権啓発課長

(5) 教育総務課長

(6) 職員団体が推薦する職員

(7) 前各号に掲げる者職員のほか、市長が必要と認める者

3 委員会は、調査審議をするに当たり、必要に応じて外部の専門家の意見を聴取することができる。

4 委員が当事者となった場合は、その事案については委員から除外する。

5 委員長は、政策監(総務・企画担当)をもって充てる。

6 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

7 副委員長は、政策監(市民担当)をもって充て、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

8 会議は、委員長が招集する。

9 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委員会の所掌事項等)

第9条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 当事者等からの事情聴取に関すること。

- (2) 当事者の意見調整及び事実関係の整理に関すること。
- (3) ハラスメントへの該当性の判定に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、ハラスメントの防止等のため市長が指定する事項

2 委員会の委員は、次に掲げる事項を順守する。

- (1) その処理に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。その職から退いた後も同様とする。
- (2) 当事者の名誉、プライバシー等を侵害することのないよう対処する。
- (3) 当事者の意向を尊重し、解決を押し付けることのないよう留意する。
- (4) 当事者に対し2次的なハラスメントに及ばないよう留意する。

(会議の招集要求)

第10条 窓口担当は、ハラスメントを受けている職員が委員会での処理を希望したとき、又は第7条の規定による苦情相談受付の結果、委員会で処理することが適当と判断したときは、速やかに、委員長へ会議を招集するように要求しなければならない。

(会議の開催)

第11条 委員長は、前条の規定により会議の招集の要求があったときは、会議を開催して、関係者による事情聴取を行うなど適切な調査活動を行い、迅速に案件を処理しなければならない。

2 会議の開催は、ハラスメントを受けている職員が弁護士や他の相談機関に相談することを妨げるものでない。

(処分)

第12条 委員会は、職員の行為がハラスメントに該当すると認める場合は、当該任命権者へ報告するものとする。

2 任命権者は、前項の規定による報告により懲戒等の処分が相当であると認める場合は、職員の懲戒処分につき別に定める指針等に基づき、当該職員を処分するものとする。

3 特別職からのハラスメントの事実が確認された場合は、公表するものとする。

(プライバシーの保護等)

第13条 苦情処理に関与した職員は、関係者のプライバシーの保護に十分に配慮し、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 任命権者は、職場におけるハラスメントに起因する問題に関する相談等の申出をしたこと、相談等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、関係者が不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならない。

(対応措置)

第14条 任命権者は、第12条第1項に基づく報告を受けたときは、迅速かつ適切な解決を図るため、当事者間の関係改善の援助、被害者又は行為者の配置換、被害者の勤務条件上の不利益の回復及びメンタルヘルス不調への相談対応等の措置を講ずるものとする。

2 任命権者は、ハラスメントの再発防止に向けた注意喚起や研修等を実施するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、職員のハラスメント防止等に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別記様式(第7条関係) [別紙]

理 由

職員が快適に働くことができる職場環境を確保するため、ハラスメント防止等に関する要綱を制定したいので提出する。

別記様式(第7条関係)

ハラスメント苦情等申出書

申出日時	年 月 日()午前・午後 時 分		
申出者 (被害者・関係者)	所属	職位	氏名
申出の方法	面談・電話 メール・書面	相談対応 者	
苦情等の内容			
本人の意向			
上記内容の 確認署名			

第21号議案

専決処分の承認を求めることについて

白杵市スポーツ推進委員の委嘱について、下記のとおり専決処分をしたので、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和7年4月30日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

専決年月日 令和7年3月31日

専決の内容 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項、及び白杵市スポーツ推進委員に関する規則（平成17年白杵市教育委員会規則第30号）に基づき、下記の者にスポーツ推進委員を委嘱する。

記

白杵市スポーツ推進委員
（別紙のとおり）

理 由

白杵市スポーツ推進委員の任期が満了となり、引き続き委嘱する必要があるため。

白杵市スポーツ推進委員

	氏 名	住所	所 属	備 考
1	いまみや けいすけ 今宮 佳祐	白杵市	海添・本丁・浜	再任
2	とくまる かえ 徳丸 香枝	白杵市	八町	再任
3	まつき ともゆき 松木 智之	白杵市	市浜	新任
4	すが たいち 菅 太一	白杵市	下南	新任
5	ふじまる さやか 藤丸 沙加	白杵市	南津留	新任
6	ひらまつ みえ 平松 美恵	白杵市	海辺	再任
7	つかきはら りょうた 束木原 良太	白杵市	下北	再任
8	おぎき やすし 尾崎 康	白杵市	下ノ江	再任
9	わたなべ よしはる 渡邊 嘉治	白杵市	佐志生	再任
10	わかばやし ひでき 若林 英樹	白杵市	二王座・塩田	再任
11	かみの さとみ 神野 智美	白杵市	田野	再任
12	ごとう なおや 後藤 眞弥	白杵市	戸上	再任
13	さとう けいいち 佐藤 圭一	大分市	白杵市スポーツ推進委員 協議会推薦	再任

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

第22号議案

令和7年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて

令和7年度社会教育基本方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第1号の規定に基づき議決を求める。

令和7年4月30日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

理 由

令和7年度臼杵市社会教育基本方針を定める必要があるため。

第23号議案

臼杵市文化財調査委員会委員の委嘱及び任命について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育員会規則第6号）第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求める。

令和7年4月30日

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市文化財保護条例（平成17年臼杵市条例第208号）第63条の規定に基づき、令和7年5月1日付けで下記の者に委嘱及び任命したい。

記

臼杵市文化財調査委員会委員

	氏 名	住所	所 属	備 考
1	かとう やすひこ 加藤 康彦	別府市	二階堂美術館副館長	日本美術史 (再任)
2	せき やすのり 関 泰典	臼杵市	多福寺住職	建築史 (再任)
3	きら くにみつ 吉良 國光	福岡市	大分県立芸術文化短大名誉教授	日本中世史 (再任)
4	ながまつ よしえ 永松 芳恵	臼杵市	南中学校校長	近代美術史再任 (再任)
5	えとう ともこ 衛藤 智子	臼杵市		文化財を活かした まちづくり (再任)
6	きもと くにはる 木本 邦治	臼杵市	臼杵市歴史資料館	日本近世史 (再任)
7	よしなが こうじ 吉永 浩二	大分市	県文化財保護指導委員	歴史学 (新任)
8	ごとう こういち 後藤 晃一	大分市	元大分県立埋蔵文化財センター 所長	考古学 (新任)

任期：令和7年5月1日～令和9年4月30日

理 由

白杵市文化財調査委員会委員の任期が満了となり、引続き委嘱及び任命する必要があるため。また、県文化財保護指導委員として長年文化財パトロールを行い、白杵市の文化財にも知見の深い吉永浩二氏、高橋信武氏の後任として同じく考古学を専門とする後藤晃一氏に新たに委嘱したい。

第24号議案

国史跡臼杵城跡保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求める。

令和7年4月30日

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会告示第5号

国史跡臼杵城跡保存活用計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 国史跡臼杵城跡の保存活用計画策定に関し、必要な事項を審議するため国史跡臼杵城跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議及び助言する。

- （1）保存活用計画策定に関する事項
- （2）史跡の保存活用の方法等の技術指導に関する事項
- （3）前2号のほか計画策定に関する事項

（組織）

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は教育長が招集する。

2 委員会に置いて必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その

説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼金)

第6条 委員には、予算の範囲内で謝礼金を支給する。

2 前項の謝礼金の額は、白杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年白杵市条例第45号）第2条第6号ウに定める額を基準とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化・文化財課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

理 由

国史跡白杵城跡保存活用計画の策定に向けて、必要な事項を協議するため委員会を設置したいので提出する。